

(協議事項)

介護ベッドのレンタル助成制度について

1 趣旨

介護保険制度の改正により、軽度者（要支援者・要介護1及び経過的要介護の方）に対する特殊寝台（ベッド）及び付属品（マット、手すり等）が平成18年10月1日から給付対象外となったため、市が独自に助成することについて協議するものです。

2 助成の目的

介護ベッドについては、軽度者であっても立ち上がりが楽になり、それにより自立の意欲も高まり重度化しないこと、また、介護者の手間が省けるなどの必要性から、所得の低い方を対象に、介護ベッド及び付属品のレンタル利用料に対し助成をするものです。

3 助成の内容

助成対象	助成対象者	助成対象額	期限
次の自費レンタル費用 (1) ベッド（非電動に限る） (2) 付属品（手すり・マットレス等）	次のいずれの条件も満たす者 (1) 軽度者（要支援者・要介護1及び経過的要介護） (2) 低所得者（住民税世帯非課税の方） ・利用者負担段階1～3段階	(1) 上限額 5,000 円（月額） (2) 利用者負担：1割（最高 500 円） (3) 市負担：9割（4,500 円上限）	20.3.31 まで

※上限額の根拠：平均レンタル費用（ベッド約 4,000 円、付属品約 1,000 円）

4 助成の実施日

平成18年10月1日（遡及適用することとします。）

5 助成の対象者

特殊寝台利用者の状況（7月利用実績分）

（単位：人）

負担段階	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	小計（軽度者）
第1段階	0	0	0	14	14
第2段階	2	5	10	68	85
第3段階	0	4	2	38	44
合計	2	9	12	120	143